

くらし 手続き	住まい 街づくり 環境	仕事 産業	子ども 教育 若者支援	福祉 健康	文化 スポーツ 生涯学習	区政情報
------------	-------------------	----------	-------------------	----------	--------------------	------

ホーム > 目次から探す > 区政情報 > 区の紹介・統計情報 > 区の紹介 > 区からのお知らせ > 区内保育所等の6月1日以降の対応に伴う一時保育及び定期利用保育の運営について【5月29日追加】

区内保育所等の6月1日以降の対応に伴う一時保育及び定期利用保育の運営について【5月29日追加】

最終更新日 令和2年5月29日 ページ番号 185606



区政の窓口・所在地

本庁舎・総合支所
くみん窓口・出張所・まちづくりセンター
土曜日の開庁窓口

区内保育所等の6月1日以降の対応に伴う一時保育及び定期利用保育の運営について【5月29日追加】

国の緊急事態宣言が5月25日をもって解除されましたが、区では以前からお知らせしておりますように、保育所等の休園は5月31日まで行い、31日をもって休園措置を終了することとしており、一時保育及び定期利用保育につきましても同様に休止としておりました。

区内保育所等では5月31日をもって休園措置を終了いたしますが、感染が再び拡がるリスクがあることから、6月1日からは、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園を自粛していただくことを要請しております。また、在宅で勤務されている方につきましても、登園日数を減らしていただくなど、可能な範囲で登園を控えていただくことについてご協力をお願いしております。

これに伴って一時保育及び定期利用保育につきましても、6月1日から事業を再開いたしますが、区内保育所等の対応と同様に可能な方につきましては、利用を自粛していただきますよう要請いたします。

対象事業と利用自粛の要請期間

(1) 対象事業

(1) 一時保育

区立認可保育園、私立認可保育園、私立認定こども園、保育室、一時保育専用施設で実施している一時保育

(2) 定期利用保育

区立認可保育園、私立認可保育園で実施している定期利用保育

(2) 期間

令和2年6月1日(月曜日)から6月末までとします。

なお、就業先との調整が必要な期間中は、保育を実施いたします。

※今後、区内保育所等の対応が変更された場合には、期間等を変更することがあります。

区内保育所等の休園に伴う一時保育及び定期利用保育の休止の延長について【4月30日10時追加】

国の緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置等を踏まえ、区内保育所等は5月6日まで休園するとともに、社会生活維持関係者などに応急保育を実施してきました。これに伴い、一時保育及び定期利用保育につきましても休止しておりました。

区内保育所等の5月7日以降の対応については、4月末日までにお示しすることとしており、ゴールデンウィークを控え保育施設や保護者の方々に事前に周知を行うことが望ましいこと、区内における新型コロナウイルス感染症拡大の鎮静化も確認できないことから、保育所等の休園期間を5月31日まで延長することといたしました。これに伴って、一時保育及び定期利用保育につきましても休止期間を延長することといたしました。

延長後の対象事業と休止期間

(1) 対象事業 ※変更はありません。

(1) 一時保育

区立認可保育園、私立認可保育園、私立認定こども園、保育室、一時保育専用施設で実施している一時保育

(2) 定期利用保育

区立認可保育園、私立認可保育園で実施している定期利用保育

(2) 期間

令和2年4月20日(月曜日)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水曜日)までとしておりましたが、5月31日(日曜日)まで延長します。

ただし、休止の間も、社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事している等の保護者の方につきましても、保育を実施いたします。

※緊急事態宣言が5月31日までに解除となった場合でも、上記休止は実施します。

区内保育所等の休園に伴う一時保育及び定期利用保育の休止について【4月17日20時現在】

この間、都及び区内においては新型コロナウイルス感染者数が増加し続けており、感染地域も広がってきております。また、4月16日には緊急事態宣言対象地域が全国に拡大され、東京都が「特定警戒都道府県」に位置付けられる状況の中、区内においても感染はさらなる増加傾向にあり、保育所等の縮小保育を実施することも困難な状況にさしかかっていることから、区は感染症をこれ以上拡大させないために保育所等を休園といたしました。これに伴って、一時保育及び定期利用保育につきましても休止することといたします。

ただし、下記のとおり、休止中においても、社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事している等の保護者の方につきましても、保育を実施いたします。

対象事業と期間

(1) 対象事業

(1) 一時保育

区立認可保育園、私立認可保育園、私立認定こども園、保育室、一時保育専用施設で実施している一時保育

(2) 定期利用保育

区立認可保育園、私立認可保育園で実施している定期利用保育

(2) 期間

令和2年4月20日(月曜日)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水曜日)までとします。

定期利用保育の利用料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症防止のために、お子さんが欠席した場合の利用料の減免の取り扱いについては、以下のとおりとなります。

【区立認可保育園】

お子さんの欠席日数に応じた金額を、区から保護者に補助します。

※補助の手続き等は、詳細が決まり次第、園を通じてご案内します。

【私立認可保育園】

お子さんの欠席日数に応じて、施設が保護者の利用料を減額します。

区立、私立ともに補助額は、定期利用保育の利用料(1・2歳児は50,000円、3歳児は40,500円)を上限とします。

お問い合わせ

- ・区立保育園で実施している一時保育及び定期利用保育に関すること 電話 03-5432-2319
- ・私立保育園で実施している一時保育及び定期利用保育、一時保育専用施設で実施している一時保育に関すること 電話 03-5432-2320
- ・私立認定こども園で実施している一時保育に関すること 電話 03-5432-2334
- ・保育室で実施している一時保育に関すること 電話 03-5432-2572

このページについてのお問い合わせ先

上記お問い合わせ先参照

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [区政情報](#) > [区の紹介・統計情報](#) > [区の紹介](#) > [区からのお知らせ](#) > 区内保育所等の6月1日以降の対応に伴う一時保育及び定期利用保育の運営について【5月29日追加】



世田谷区
SETAGAYA CITY

法人番号 1000020131121

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所の行き方)

電話番号 03-5432-1111(代表)

ファクシミリ 03-5432-3001(広報広聴課)

窓口
案内

組織
一覧

施設
一覧

区政への
ご意見

問合せ
よくある質問

ホームにもどる

[このサイトについて](#) [サイトの使い方](#) [個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク・免責事項](#) [サイトマップ](#)

[パソコン版](#) [スマートフォン版](#) [携帯電話版](#)

© 2019 世田谷区